第2回

札幌市子ども・子育て会議

会 議 録【確定版】

日 時:平成25年12月13日(金)午前9時30分開会

場 所: 札幌市民ホール 2階 1・2号会議室

1. 開 会

○事務局(野島子ども企画課長) それでは、定刻となりましたので、平成25年度第2回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

金子会長が、本日、よんどころない事情で急遽欠席との連絡をいただきました。子ども・子育て会議条例第6条では、会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するということで、第1回の会議のときに副会長として佐藤委員がご指名をいただきましたので、本日の議事進行を佐藤副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○佐藤副会長 佐藤でございます。おはようございます。

それでは、議事の進行に移ります。

まずは、第1回会議の協議内容について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(野島子ども企画課長) それでは、私から、前回の第1回の会議の主な協議内容につきまして、簡単にご説明させていただきます。

資料は配付しておりませんので、私から口頭でご説明させていただきたいと思います。

まず、1点目としましては、平成27年度からスタートする予定の子ども・子育て支援 新制度の概要とともに、平成26年度で終了となりますさっぽろ子ども未来プラン以降の 子ども施策に関する計画の策定など、札幌市子ども・子育て会議の役割についてご説明を させていただきました。

2点目は、計画作成の基礎資料となります二つのニーズ調査の実施について、ご意見を いただいたところです。

調査としては、就学前児童15,000人の保護者を対象とした子育て支援に対する市 民の生活実態や潜在ニーズを把握するための調査である札幌市子ども・子育て支援ニーズ 調査について調査内容をご確認いただきました。

また、保育所や幼稚園などのサービスに関する整備内容を計画に掲載するに当たりまして、教育・保育提供区域を設定する必要がありますが、これにつきましては、事務局で提案いたしました行政区というところでご承認いただいたところです。

もう一つの調査としまして、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を作成する ため、クラブの利用者を対象に行う放課後児童クラブ調査につきましても、調査内容をご 確認いただいたところです。

いずれの調査も11月より実施しておりまして、現在、入力及び集計作業をしていると ころでございます。

なお、現時点での子ども・子育て支援ニーズ調査の回収率は、おおよそ40%となって おります。

最終結果につきましては、次回の第3回会議でお示しする予定でございます。

最後に、第1回会議の意見といたしまして、今後の計画策定作業を進めるに当たり、主 に三つの意見がございました。

1点目は、保育の質の確保に関する意見でございまして、保育士にとって働きやすい環境整備を進めていくべきといった意見や、保育所整備については、質の低下を招くことがないように検討をしていくべきといった意見が出されました。

2点目は、子どもの視点に関する意見で、計画の検討に当たっては、子どもの視点が重要でありますので、子どもに近い視点を持っている保育士や幼稚園教諭の意見も聞くべきであるとの意見が出されたところです。

3点目は、障がい児に関する意見で、子どもの中には障がいを持つ児童も含まれますので、そういった子どもたちの現状もきちんと把握して、計画に反映すべきといった意見が出たところでございます。

現場の意見のことにつきましては、確かに、委員のご指摘のとおりでございまして、現場を預かっている団体の意見は必要なところでございますので、今後、必要に応じて、子ども・子育て会議にも臨時委員としてかかわっていただく形で考えてまいりたいと思っております。

また、今回はニーズ調査を実施しましたが、各関係利用者の意見も踏まえながら、引き続き、保護者が安心して働ける環境づくりにも努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、今後、幅広く市民意見を聞いていくという観点から、傍聴されている皆様方にも、前回、意見記入用紙をお配りさせていただきました。傍聴の方からは、今回の計画における障がい児の位置づけがどうなっているのかという質問が多く寄せられまして、計画の策定に当たっては、全ての子どもを対象とした計画という認識でございますので、当然、私どもといたしましても障がい児も含まれるものと考えているところでございます。

今後、具体的にどのように検討するかにつきましては、市内部の障がい分野の部局とも 協力しながら進めていきたいと考えているところでございます。

また、傍聴者からの意見につきましては、本日の分も含め、ニーズ調査の結果やワークショップの結果とともに最終整理した上で、次回の第3回の会議において、委員の皆様方にご報告したいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○佐藤副会長 ありがとうございました。

前回の内容につきまして、以上のようなまとめでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤副会長 ありがとうございます。

それでは、続いて、(2)の部会の設置について、事務局より説明をお願いいたします。 〇事務局(竹村計画担当課長) それでは、札幌市子ども・子育て会議の部会の設置について、私からご説明を差し上げたいと思います。 計画担当課長の竹村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1-1に沿ってご説明を差し上げます。

まず、設置する部会の名称についてでございますが、資料1ページの1の(2)に記載 してございます認可・確認部会と放課後児童健全育成事業部会の二つの部会を設置したい と考えております。

この部会の役割についてでございます。

まず、認可・確認部会の役割につきましては、資料1ページの1の(3)のアに記載をしてございます。詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと考えておりますが、役割は大きく三つございます。一つ目は、札幌市が子ども・子育て支援法に基づき確認を行うに当たりまして、意見を述べていただくこと、二つ目は、札幌市が幼保連携型認定こども園の認可を行うに当たりまして、意見を述べていただくこと、三つ目は、札幌市が子ども・子育て支援法、また、児童福祉法に基づく条例で定めなければならないさまざまな施設や事業の基準を定めるに当たりまして、ご意見を述べていただくこと、この大きく三つでございます。

次に、放課後児童健全育成事業部会の役割でございます。札幌市が放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を条例で定めるに当たりまして、意見を述べていただくことでございます。これにつきましても、詳細は後ほどご説明をさせていただきます。

部会を置く理由についてでございます。

ただいまご説明した事項のうち、子ども・子育て支援法に基づく確認、さらに、幼保連携型認定こども園の認可につきましては、来年度にかけまして、子ども・子育て会議全体のご意見を頂戴しながら策定する予定の札幌市子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、個別の施設、事業について、各事業者からの申請に基づいて、毎年度行う予定のものでございます。機動的、効率的に審議を行う必要がありますことから、部会を設置いたしまして、ご意見を伺うことが適当であると考えているものでございます。

また、各種の基準につきましては、来年の2月末をめどといたしまして、内容を一旦固める必要がございます。こうした短期間で専門的または集中的に審議を行っていただく必要がありますことから、部会を設置してご意見をお伺いすることが適当であると考えたところでございます。

部会の決議方法でございますが、ただいまご説明をさせていただきましたように、機動的かつ迅速な意思決定ができるよう、札幌市子ども・子育て会議条例第9条6項の規定に基づきまして、部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とさせていただきたいと考えております。

ただいま、二つの部会の設置の理由、また、役割などにつきまして簡単にご説明をさせていただきましたが、子ども・子育て支援法に基づく確認という聞きなれない言葉もあろうかと思いますので、この二つの部会のうち、まず、認可・確認部会の役割につきまして、改めて詳細にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、この部会の役割でございますが、さきにご説明をいたしましたとおり、六つの役割がございますので、順に一つずつご説明をしたいと思います。

まず、一つ目の子ども・子育て支援法に基づく確認に当たって意見を述べていただくことでございます。いわゆる新制度下では、学校教育法や児童福祉法等に基づき、認可などを受けていることを前提に、施設や事業者からの申請に基づきまして、市町村が対象施設、事業を確認いたしまして、給付による財政支援の対象にすることとされております。

つまり、子ども・子育て支援新制度におきましては、単に施設あるいは事業が認可を受けるだけでは子ども・子育て支援法に基づく給付を事業者が受けることはできず、この確認を受けていただく必要があるということでございます。

この給付のうち、認定こども園、幼稚園及び保育所の施設に対するものを施設型給付と 言いまして、地域型保育事業に対するものを地域型保育給付と言います。

また、この確認でございますが、具体的には、各施設、事業の類型に従いまして、札幌市子ども・子育て支援事業計画に照らして、児童の年齢や保育の利用の有無により、区分けされました設定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象とすることを確認しまして、給付費を支払うということになります。

わかりづらい部分もあろうかと思いますので、具体的に2ページの下の段に記載している例をごらんいただきたいと思います。

ここに確認の例を記載させていただいておりますが、認可定員200人の幼保連携型認定こども園を確認する場合ということでございまして、満3歳以上で保育を利用しない、いわゆる1号認定でございますが、この1号認定の定員を100人、満3歳以上で保育を利用する、いわゆる2号認定の定員を50人、満3歳未満で保育を利用する、いわゆる3号認定の定員を50人という形で、認定区分ごとに利用定員を定めまして、施設型給付の対象となることを確認いたします。

そして、施設は、原則、この利用定員の範囲内で児童を受託いたしまして、札幌市から 支払われる施設型給付費を受け取っていただくことになります。これに加えまして、施設 は、児童の保護者から徴収する保育料をあわせて運営をしていただくことになります。

以上が確認制度についてでございますが、この確認を行うに当たりまして、子ども・子育て支援法の規定により、札幌市子ども・子育て会議の意見を頂戴することが義務づけられておりますことから、認可・確認部会を設置いたしまして、ご意見を頂戴するものとしたところでございます。

続きまして、二つ目の役割でございますが、幼保連携型認定こども園の認可、事業の停止及び施設の閉鎖の命令並びに認可の取り消しを行うに当たって意見を述べることについてご説明をいたします。

新制度下におきましては、幼保連携型認定こども園の法的な位置づけが変更されまして、 現在は北海道が認可しておりますが、新しい制度のもとでは私ども札幌市が認可を行うこ とになります。 具体的には、3ページ上段の図にありますとおり、現行の仕組みでは、幼稚園は学校教育法に基づき、北海道が認可しております。また、保育所は児童福祉法に基づきまして、私ども札幌市が認可をしています。さらに、認定こども園法に基づきまして、北海道が認定こども園として認可を行うという複雑な形になっております。これが、新しい制度におきましては、幼保連携型認定こども園という単一の施設として私ども札幌市が認可を行うことになります。

認可を行うに当たりまして、施設の面積や設備について、札幌市が定める基準に適合しているかどうか、認可を受けようとする特定の学校法人または社会福祉法人が認定こども 園法で定める欠格要件に該当しないかどうか、こういったことを審査していただくことになります。

また、札幌市が一旦認可を行った後であっても、幼保連携型認定こども園の設置者が法令の規定に故意に違反をする、また、園児の教育、保育上、著しく有害であると認められるといった所定の条件に該当したときは、事業の停止または施設の閉鎖の命令をすることができる、また、認可を取り消すこともできるとされているところでございます。

この認定こども園法の規定によりまして、新制度下では、札幌市が幼保連携型認定こども園の認可を行います。これに当たりまして、札幌市子ども・子育て会議のご意見を頂戴することが義務づけられておりますことから、認可・確認部会を設置いたしまして、ご意見を頂戴することとしたものでございます。

○事務局(花田保育課長) 保育課長の花田と申します。

引き続き、私から、認可・確認部会の役割についてご説明をさせていただきます。 3ページの(3)でございます。

札幌市が幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べることとなってございます。

今ご説明いたしましたとおり、幼保連携型認定こども園の認可は、札幌市が行うことになります。これに伴いまして、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準も札幌市が定めることになります。

この基準を定めるに当たりましては、子ども・子育て会議からの意見聴取は義務づけられているわけではございませんけれども、認可・確認部会のご意見をお聞きしながら、適切な基準を策定してまいりたいと考えております。

一番下の四角の枠の中に、設備及び運営の基準とはということで少しご説明をさせてい ただいております。

①ですけれども、施設に配置する施設長、保育教諭、その他の職員の資格要件や配置基準、例えば、どのような資格を持つ職員をどのような基準で何人配置しなければならないかなどを定めるようなものです。

それから、②としまして、保育室の床面積、給食設備、その他の設備の設置に関する基準ということで、保育室については、どの程度の床面積がなければならないか、あるいは、

給食の提供はどのような方法で行わなければならないかを定めるというものが設備運営の 基準となってございます。

続きまして、4ページになります。

(4) 札幌市が地域型保育事業の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べることとなっております。新制度で、新たに四つの事業が児童福祉法に基づく札幌市の認可事業として位置づけられております。一つ目が家庭的保育事業、二つ目が小規模保育事業、三つ目が事業所内保育事業、四つ目が居宅訪問型保育事業となってございます。これに伴いまして、地域型保育事業の設備及び運営の基準についても札幌市が定める必要がございます。

ここで、大変申しわけありませんが、事前にお配りした資料に間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

今ご説明をさせていただきましたが、「これに伴い、地域型保育事業の『設備及び運営の基準』も札幌市が定める必要があります」の後ろは、「(新児童福祉法第13条第1項)」となってございますが、第34条の16の間違えでございます。正しくは「(新児童福祉法第34条の16第1項)」となります。訂正をお願いいたします。

この基準を定めるに当たりましては、これも子ども・子育て会議からの意見聴取が義務づけられているわけではございませんが、認可・確認部会でご意見をお聞きしながら適切な基準を策定したいというふうに考えてございます。

下の図に、地域型保育事業の位置づけと書いてございますが、具体的に四角の表で簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

一つ目の家庭的保育事業でございます。

家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象にきめ細やかな保育を実施するということで、いわゆる保育ママと呼んでいるものでございます。規模的には少人数で、保育ママ1人について児童は3人までとなっております。ただし、補助者がいる場合は5人までお子さんを見ることができます。保育ママが2人ないし3人のグループとなって実施する場合は、表の一番右端の小規模保育事業の分類に該当いたします。場所的には、保育ママの居宅その他のスペースを活用して実施するものでございます。

その右側の居宅訪問型保育事業です。

住みなれた居宅において、1対1を基本として、細やかな保育を実施するということで、 いわゆるベビーシッターでございます。規模的には1人が1人のお子さんの面倒を見る形 になります。場所は、利用する保護者、お子さんの居宅になります。

その右側の事業所内保育事業です。

企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として実施するものでございます。 ただし、地域型保育事業の給付の対象となるのは、事業所の従業員の子どものほかに、従 業員以外の地域の保育を必要とするお子さんを預かる地域枠を設定することが必要となっ ております。規模的には、数人から数十人程度で、何人までという決めは特にございませ ん。場所的には事業所内あるいはその他のほかのスペースを借りて実施する場合がございます。

一番右側の小規模保育事業です。

保育士または保育ママが、何人かのグループになったものですが、比較的少人数を対象 に保育を実施することになっております。

基準が違いますが、三つの類型に分かれております。A型からC型まで分かれております。

A型は、認可保育所の基準を全て満たしていて、いわゆるミニ認可保育所という形です。 C型は、先ほどご説明した保育ママが2人ないし3人のグループになって、補助者がいる場合、2人ですと定員10人、3人ですと定員15人までお子さんを預かることができます。

B型については、その中間型ということで、国で整備しておりますが、これは、以前、 新聞で報道されましたけれども、保育士資格の配置基準を国で2分の1で考えているもの です。規模的には定員6人から19人までとなっております。

場所は、賃貸物件その他のスペースを利用して行うことになっております。

表の一番下の米印で参考として新制度下における対象施設の認可・確認権限一覧が7ページに載っております。1枚めくっていただきまして、7ページを先にごらんいただきたいと思います。横長の表ですけれども、こちらに認可・確認権限一覧が載っております。

認可につきましては、先ほどご説明いたしましたけれども、幼保連携型認定こども園について、今後は札幌市で認可することになります。幼保連携型以外の認定こども園については、これまでどおり北海道です。また、幼稚園につきましても北海道になります。保育所と地域型保育事業は札幌市が認可することになります。

認可に当たって意見徴収を義務づけられているものでございますけれども、幼保連携認定こども園については子ども・子育て会議、幼保連携型以外の認定こども園については義務づけられているものは特にございません。幼稚園につきましては、北海道市立学校審議会、保育所と地域型保育事業につきましては、社会福祉審議会の児童福祉専門分科会から意見を聞くことになっております。

確認については、札幌市が全て行って、確認についての意見聴取は子ども・子育て会議からご意見を全て伺うことになっております。

5ページに戻っていただきまして、(5)の役割でございます。

札幌市が施設型給付を受ける施設及び地域型保育給付を受ける施設の運営の基準を定めるに当たって意見を述べることになってございます。

施設型給付を支給される認定こども園、幼稚園、保育所、それから、地域型保育給付を 支給される地域型保育事業を行う設置者、事業者につきましては、札幌市が条例で定める 運営の基準を遵守しなければならないことになってございます。

この基準を定めるに当たりましても、特に意見聴取が義務づけられているわけではござ

いませんが、認可・確認部会からのご意見を聞きながら、適切な基準を策定してまいりた いと考えてございます。

運営の基準とはということで、下に枠で囲んだものがございます。

先ほどの設備運営の基準でご説明した職員配置などとは違いまして、実際に施設を運営していくときに、もう少し細かく守らなければならない基準とか、運営に当たって考慮しなければならない基準とか、国のほうではまだ決まっておりませんが、案として出ております。利用開始に伴う基準、教育・保育の提供に伴う基準、管理・運営等に関する基準、撤退時の基準ということで、今、案として国で示されてございますけれども、今後、変更あるいは追加等をされる可能性がございます。

認可・確認部会の役割については以上でございます。

○事務局(野島子ども企画課長) 子ども企画課長の野島でございます。

最後に、私から、3番目の放課後児童健全育成事業部会の役割について、4番目の部会の委員及び部会長の選定について、今後のスケジュールの3点について説明をさせていただきます。

初めに、5ページの下段でございます。

3番の放課後児童健全育成事業部会の役割についてでございます。

現在、札幌市において、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブは、札幌市が開設しております児童クラブと、札幌市から助成を受けて開設している民間児童育成会、いわゆる学童保育所の大きく2形態で実施しているところです。

現在、国において、ここに書いております放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の内容について、現在審議をしているところでございまして、これを踏まえて、札幌においてその基準を検討しているところでございます。

また、今回、新制度下においては、これまで放課後児童健全育成事業につきましては、 事後の届け出であったのですけれども、今回、新制度以降は児童福祉法に基づいて事前の 届出事業というふうに位置づけられたところでございます。

6ページに移りまして、設備及び運営の基準の検討内容につきましては、囲みにあります①から⑤について具体的に検討していくことになります。

これらについては、この会議への意見聴取が特に義務づけられているものではございませんけれども、部会を設置した上で、各委員に多角的な視点からご議論をいただき、子どもが健やかに放課後を過ごし、保護者が安心して働くことができる環境をつくってまいりたいと考えております。

なお、この部会においては、設備及び運営の基準ということをご議論いただきますけれども、今回のこの改正においては、各市町村において、国がその基準を条例の中に盛り込むように求められている部分がございますので、部会におきましても、条例下の作業の進捗状況に合わせていろいろご検討いただくことになると認識しているところでございます。

簡単ですけれども、以上が3番目の放課後児童健全育成事業部会の役割についての説明

でございます。

続きまして、6ページの4番目の認可・確認部会及び放課後児童健全育成事業部会の委員及び部会長の選定についてご説明をさせていただきます。

この部会の設定及び部会長の選定につきましては、子ども・子育て会議条例第9条第2項及び第3項の規定におきまして、各部会の委員、部会長については金子会長に選任をいただくという規定になっておりますが、本日、急な都合で会長がご欠席でございますので、私からかわりにこの部会の設置及び選任について説明をさせていただきます。

あらかじめ金子会長の意向を踏まえて作成させていただいております。簡単に説明させていただきますが、本日お配りいたしました当日資料1の札幌市子ども・子育て会議に置く部会の名称及び委員についてをごらんいただきたいと思います。

設置する部会の名称は、認可・確認部会、放課後児童健全育成事業部会でございます。 このうち、認可・確認部会の委員でございますけれども、部会長は品川委員にお願いした いと思います。

委員は、50音順でございますけれども、齋藤委員、坪谷委員、ニコルス委員、前田委員、三井委員、山田委員にお願いしたいと思います。以上、部会長を含めて7名の部会委員としたいと思います。

次に、放課後児童健全育成事業部会でございますけれども、部会長は須藤委員にお願い したいと思います。

石田委員、柴田委員、中井委員、林委員、渡辺委員、部会長を含めて6名を部会の委員 として、また、放課後児童部会につきましては、臨時委員として1名の選任を予定してい るところでございます。

このことにつきましては、先ほども簡単に触れましたが、子ども・子育て会議条例に基づいて、特別な事項等について調査、審議の必要があるときには市長が委嘱することになってございまして、この部会においては、札幌市から指定管理及び委託事業として児童会館等を運営している公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会から臨時委員を選任する予定でございます。

なお、人選につきましては、今後、検討の上、具体化した時点で、会長にお諮りして決 定させていただきたいと思います。

以上、この部会につきましては、臨時委員1名を含めた7名を部会委員として選任いた します。

続きまして、最後のスケジュールでございます。スケジュールにつきましては、資料1-2のA4判横の資料に基づいて説明をさせていただきます。

ここで、子ども・子育て会議に置く二つの部会の今後のスケジュールも含めて記載させていただいているところでございますが、子ども・子育て新制度につきましては、現在、国の子ども・子育て会議における審議を経ながら、制度そのものの内容は少しずつ固められている状況にございますので、これからご説明させていただきますスケジュールにつき

ましても、国の子ども・子育て会議における審議状況を見ながら、場合によっては変更しなければならないものもあるということを、あらかじめご了承いただきたいと思います。

なお、いずれの部会におきましても、札幌市が子ども・子育て支援法、認定こども園法 及び児童福祉法に基づき定めなければならない各種の基準の内容をどのようにすべきかを 最初にご審議いただくこととしているところです。

具体的な審議スケジュールですけれども、資料の上段に会議スケジュールがあります。 まず、来年の1月下旬ごろに開催予定の第1回部会において、まず、国において示した 基準案をご説明させていただきまして、あわせて札幌市の基準案を現段階で事務局案とし てお示ししたいと考えております。

この内容によりましては、国の基準に上乗せが必要かどうか、そういった部分の検討も 含めて行うことになろうかと思います。

第1回部会の終了後に、一定期間を設けて、各部会の委員から札幌市の基準についてご 意見をいただきまして、2月中旬に開催予定の第2回部会においては、各部会の委員から いただいた意見に対する札幌市の考え方をお示しし、ご議論いただきたいと考えておりま す。

この2回の議論を経まして、2月下旬に開催予定の第3回部会におきまして、札幌市の 基準の一旦の最終案を示し、基準案に関する決議をいただきたいと考えているところです。 その後、平成26年3月いっぱいをかけまして、この基準案に対するパブリックコメン トを実施する予定でございます。

このパブリックコメントは、特定の政策を決定する過程で、政策案を広く公表し、市民から意見の提出を求め、政策を最終決定するに当たり、提出された意見を踏まえて行う手続でございますけれども、この手続も、国における基準の検討がおくれますと、スケジュールの関係で実施できなくなってしまう可能性もございますが、現時点では行う前提でスケジュールを組ませていただいているところでございます。

平成26年度に移りまして、4月に開催予定の第4回部会におきましては、パブリックコメント手続で提出されました市民意見とそれに対する市の考え方をお示しいたします。 提出された意見の内容によりましては、基準案を変更する可能性もございますので、それについてもあわせてご審議いただき、札幌市の基準の最終案について決議をいただく予定でございます。

その後、平成26年5月末から6月にかけて召集予定の平成26年第2回定例市議会に 条例案を提出いたしまして、議会の議決を経ることができましたら、条例として交付手続 をとり、これで最終的に基準が確定することになります。

さらにその後、条例で定めた基準等を関係団体にご説明した上で、平成26年10月以降に、先ほどご説明いたしました子ども・子育て支援法に基づく確認、または、幼保連携型認定こども園の認可に関する手続を開始することになります。

なお、認可、確認に関する認可・確認部会の開催につきましては、後日、別途ご説明さ

せていただきます。

以上がスケジュールに関する説明でございます。

なお、今回、各部会の委員に選任された委員の皆様には、後日、第1回部会の開催につきましてご案内を差し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で資料1-1及び資料1-2の説明を終わらせていただきます。

○佐藤副会長 ありがとうございました。

ただいま、両部会の役割について、それから、両部会の委員及び部会長について、3点目として今後のスケジュールをご説明いただきましたけれども、何かご質問はありませんでしょうか。

○平野(博宣)委員 平野でございます。おはようございます。

部会委員の選定に当たって、規則上は会長が選任に当たるというのはいいのですけれど も、実は、25名のメンバーのうち13名しか入っていないのです。

さらに言えば、部会の決議をもって子育て会議の議決とさせていただきますという大胆な文章がつけられています。部会の決議をもって会議の議決とすることができるわけですから、25名のうち13名以外はここで意見反映が何もできないということです。部会のメンバーをどうやって決めるのかということも含めてありますし、この議論をどういうふうに持っていくのか。札幌市の恣意的な動きの中で、行政サイドでつくられたものを追認するのであれば、こんな会議は必要ないわけであります。

きょうは局長が来ていないのですけれども、その辺についてどういうふうに考えておられるのか、まずご回答を願いたいと思います。

- ○佐藤副会長 事前質問・意見の中にもメンバーの構成についての質問がありましたので、 あわせてご説明いただければと思います。
- ○事務局(野島子ども企画課長) それでは、私から説明させていただきます。

今回、委員の中の13名をそれぞれの部会委員ということで示したところでございますけれども、基本的な考え方としまして、時間が限られた中でそれぞれの分野についてご検討をいただくには、部会を設けて、ある意味では専門的な視点で効率的に審議をすることがよろしいのかなと思います。今回、金子会長といろいろ話をする中で、部会を設置するに当たって、当然のことながら、今回、委員として選任された専門分野の方に引き続き部会の委員もお願いして、お示しさせていただきました。

また、公募委員の方につきましては、利用者という関係から、きちんとご意見をいただいたほうがいいだろうということで、いずれもどちらかの部会に入っていただいたという大きなつくりにさせていただいたところでございます。

条例で、こういう形で決議ということで表現させていただきましたが、我々の意向としては、議論はスピーディーに行わなければならないところもありますので、部会で一回決議という形をとらせていただきますけれども、このスケジュール表でいきますと、来年に第3回子ども・子育て会議を開催いたしますので、そこで、各部会でどのような議論が行

われたかということをご報告させていただいて、そこで意見を出していただくということは考えさせていただきます。一つ一つステップアップするに当たって、決める部分は決める、修正する部分は修正するということで、動きながら決めさせていただきたいところもありますので、今回、このような提案をさせていただきました。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

部会で審議された内容、あるいは、決められた内容については本会議でもご報告され、 意見が聴取されるということですね。

- ○平野(博宣)委員 それであれば、会議の議決という部分は削除してもらわないと、これがひとり歩きする話になります。その辺は、今、課長がおっしゃったのですけれども、そういう意味で整理させていただかないと、今後、ほかの委員からいろいろな意見が出るのが当たり前の話ですから、できれば、そこの修正をお願いしたいと思います。
- ○佐藤副会長 札幌市子ども・子育て会議条例第9条第6項は、今、我々の手元にありますね。
- ○事務局(野島子ども企画課長) 資料1-1の一番最後の16ページにございます。
- ○平野(博宣)委員 議決とすることができるのです。しなければならないという話ではないです。会議の進め方の中で、意見の相違が出た場合は採決をします。それも条例の中で記載されています。そして、同数の場合は、そこの会長なり、部会なら部会長の採択で決まることになっているのですね。ですから、25名のうちの7名ですから、4名の意見がこの会議全体の方向性を確認するものになってしまうということでありますから、この会議は一体何なのだろうかということなのです。民主的にやるのであれば、例えば、部会で行われていることについて、会議のメンバーに随時周知されて、それらの意見も部会に戻ってさらに議論してもらう。そして、最終的には第3回会議の全体の中で決定する。そういう形をとらないと、メンバーから外れた委員は蚊帳の外と言わざるを得ません。中身の議論ではなく、会議の進め方そのものも含めて、委員の皆さんのご意見を聞いていただきたいと思っています。
- ○佐藤副会長 それでは、ほかの委員のご意見を伺いたいと思います。
- ○柴田委員 私もそのとおりだと思います。

スケジュール表を見ていただきたいと思うのですけれども、その中に部会が3回ございます。そして、本会議も3回の予定になっております。その比重として、本来であれば部会は3回でもいいのですが、本会議で部会のことを丁寧に論議しなければ、これはずっとコンクリートでいく大事な会議でございます。ですから、ぜひ、25人の皆さんの意見プラス、臨時委員の方の意見も含めて、幅広いニーズの吸い上げと理解ということでは、できれば本会議をあと1回ぐらいふやして、密に論議をしていただくことを願っております。〇佐藤副会長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤副会長 1ページの(4)の決議方法についてという文言が、あたかも部会の決議だけで事が進むような形に受け取られかねない表現になっているということですけれども、そもそもそういうことではないわけですね。

○事務局(野島子ども企画課長) 今、お2人の委員からご意見がございましたが、我々も、部会だけで進めるということではないのですけれども、誤解を招いたところがあったのは非常に申しわけなく思います。少なくとも、部会については、今お話しさせていただきましたメンバーで開催するといたしましても、その会議の資料を各委員にお送りさせていただいたり、事前にいろいろと意見を聞いたりということはさせていただきたいと思います。また、そこで意見があれば、部会の中でそれを踏まえて議論をして、最終的に本会議で経過を含めて話しするということで、今後、進めていきたいと思います。

○佐藤副会長 そういうことですけれども、いかがですか。

そもそも部会で決めたこと、やっていること、話されたことが全く伏せられたままで進行することはないと思います。部会で審議されたことは、本会議でも報告され、そこでまた全体の意見をいただくという形に当然なっていくと思っております。

○平野(博宣)委員 そこがきちんと保障されているということがはっきりしないです。 こういう文章は残ってしまうのです。部会の決定を会議の決定にしますと書いているわけ ですから、ここは修正してもらわなければいけません。残念ながら、子ども・子育て会議 の運営の仕方も含めて膨大な資料をいただいているのですけれども、これを読めというの もなかなか難しい話です。

また、あえて言わせていただければ、許可、認可とか、放課後児童のところで、子育て支援従事者とくくられている方は、本当に従事者なのかということです。これは施設管理者だと思っています。例えば、保育士とか、幼稚園の先生とか、現場の方の声を聞いてくれという話を前回もさせていただいたのですけれども、パブコメで聞きますということで、この辺はどこに行ったのかという話もあります。僕だけがはねているわけではなくて、うなずいている委員もおられますから、そうなのだろうと思います。

そういう会議の進め方そのものに疑念があると言わざるを得ないので、その辺を修正するのであればきちんと修正してもらいたいと思います。会議なのですから、皆さんで整理すればいいのです。札幌市はたたき台を出しているのだけの話でありますから、そこは佐藤副会長にきちんと整理していただきたいと思います。

○佐藤副会長 決議方法についてですが、(4)の文言について修正が必要だというご意見ですね。いかがでしょうか。

○山田委員 山田でございます。

今、二つの論点が出てきたかと思います。一つは、会議の進め方、もう一つは、現場の 意見をどう反映させていくかということだと思います。

まず、会議の進め方については、確かに、非常に短い期間の中で結論を出していくスケ ジュールになっていまして、本来であれば、柴田委員も平野(博宣)委員もおっしゃって いるように、部会と会議を何度か往復して丁寧にやっていくのが理想だと思いますが、進めていく時間的な余裕がないところで、こういうスケジュールになってきたのだろうと見ています。

部会の決議を会議の決議とするとありまして、その趣旨はちょっとわからないのですけれども、3回目の部会が終わったところで、3回目の本会議の前にパブリックコメントが始まる予定になっています。ですから、そのパブコメに出す基準内容としては、部会で意見を聴取して、議決した内容になるのか、それを踏まえた案を本会議より先にパブリックコメントに出してしまうということなのだろうと思うのです。

ですから、第3回の本会議では、部会で一旦決まった意見を踏まえて、意見を聴取して、 パブコメと本会議の意見も踏まえて、さらに修正をしていくという理解でよろしいでしょ うか。

本来であれば、もっと開催すべきだと思うのですが、例えば第2回と第3回の間に本会議を入れるのは現実的ではないスケジュールだと思うので、第3回本会議の内容もきちんと基準に反映させていくことをここで確認する必要があると思います。

また、先ほど、資料について、部会委員だけではなくて、ほかの委員にも配付をしていただいて、そこで出てきた意見も部会で反映されるというお話でしたので、その2点を確認していくところでほかの部会委員以外の方のご意見を反映していくというふうにせざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

もう一点については別に意見があるのですが、まず、進行のことについて意見を述べさせていただきました。

- ○事務局(野島子ども企画課長) 今、委員がおっしゃるとおりでございます。修正につきましては、きょうの議論も全て会議録に整理させていただきますので、今の確認の部分を含めて修正したいと思います。
- ○佐藤副会長 (4) の決議方法について修正するということですか。
- ○事務局(野島子ども企画課長) 今の山田委員のこういうことが確認できるというお話を踏まえて、そのとおりにさせていただきますということです。当初、決議して、そのまま行くような形で捉えられていたところがあったと思いますが、そうではないということを確認させていただいて、その部分は修正させていただきます。
- ○秦委員 スケジュール的な問題もあるので、そこの修正は当然必要だと思いますが、根本的には、(4)の文言ですね。部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とするというところが読み込み方によっては部会で決めればということになってしまうのではないかという指摘だとは思うのですが、そこはどうしますか。
- ○事務局(野島子ども企画課長) これにつきまして、先ほどは部会の中だけでというお話をさせていただきましたけれども、部会の委員だけではなくて、それ以外の方にも事前に意見を聞くなり、会議の内容を報告するなりということで、実際の部会はこのメンバーで行って、そこで議論をしていただいて、それを報告していただく形を考えております。

- ○秦委員 つまり、文言変更や修正はないのですか。
- ○事務局(野島子ども企画課長) 部会で決議ということに一旦はなっていますけれども、この決議は、100%固定でどうにもならないというものではありません。報告するまでに、ほかの委員の意見も聞きながら部会を運営していきたいと思っていますし、最後に報告するときに意見が出ることもあると思います。

ただ、進めるに当たって、この基準をつくることについては、一つ一つステップを進んでいくということで一旦決議させていただきますけれども、本会議のときに改めて意見を聞きまして、そこで何か修正があれば、それを踏まえてという形になろうかと思います。 〇山田委員 一旦、決議をする必要があるというのは、パブリックコメント前に、子ども・子育て会議の意見はこうでしたというものをまとめる必要があるということでしょうか。 〇事務局(浦屋子ども育成部長) 子ども育成部長の浦屋と申します。

今、(4)の文言につきまして、今回のスケジュール表でお示ししました部会と本会議の並びがございます。部会の中で検討していただいて、3月に本会議にかけて、全委員からご意見等を承って、再度、パブリックコメントも含めて、4月に第4回部会を開かせていただきます。この際、条例制定等の事務がその後につながっているものですから、第4回部会の決議をもって結論とさせていただきたいというふうにご理解いただきたいと考えております。

○山田委員 子ども・子育て会議の意見はこうでしたとか、子ども・子育て会議の意見を聞いた結果こうなりましたという公表は、第4回部会を経た後になるのでしょうか。

子ども・子育て会議は意見を表明する場だと思うのですが、子ども・子育て会議の決議は、例えば、示された案についてこのように考えますという意見を言って、決議するかどかわからないのですけれども、賛成か反対という決議があったとすれば、第3回部会の時点で、一旦、部会として決議を出して、それが公表されるというか、子ども・子育て会議の意見はこうでしたという形で外部に出ることになるのでしょうか。それとも、本会議も踏まえて第4回部会を経て、子ども・子育て会議の意見はこうでしたという形になるのでしょうか。

- ○事務局(浦屋子ども育成部長) 3回目の部会で大枠を固めさせていただきます。それを第3回の本会議にかけて、その後にパブリックコメント等を行っていきたいと考えております。ですから、パブリックコメントと第3回本会議のご意見を反映させて、第4回で最終決定という形にさせていただくということです。
- ○平野(直己)委員 一つ確認ですけれども、時間的な流れとして、パブリックコメントは第3回本会議の前に出るのですか。
- ○事務局(野島子ども企画課長) 基本は、第3回本会議が終わってからです。
- ○平野(直己)委員 では、この矢印の場所が微妙ですね。

僕が心配しているのは、第3回部会で決議されたことがそのままパブリックコメントに なることについて疑念が平野(博宣)委員にはおありなのだと思うのです。ですから、部 会で決定されたことがそのままパブリックコメントになるというのは余り健全な形ではないのではないかと思います。

もう一つ気になったのは、先ほどのお話の中にも、政令交付がいつになるかわからない ということですね。それがずれ込んだ場合はパブリックコメントがどうなるか、なくなる かもしれないみたいなお話をされていたと思うのですが、その点はどうなりそうでしょう か。

僕は、パブリックコメントは必ずとったほうがいいと思います。

○事務局(野島子ども企画課長) これらは大きな変更ですので、パブリックコメントはとらなければならない前提です。しかも、期限が30日間と区切られていますので、逆におしりからどんどん順序をさかのぼっていくと、このタイミングしかないというのが正直なところです。場合によっては30日間を縮めることもできるのですけれども、我々としては、30日は必要ではないかと今のところは考えています。

国のほうは、ある意味、今の段階では見込みで進むしかないと思います。もしおくれたら、おくれたなりに対応いたします。全てそれを待ってしまうと、とてもではないけれども、間に合いません。そういう意味では、放課後でいえば、省令が出る前提の検討委員会に一旦の報告の案が出されていますので、先取りをしながら中身を検討させていただくということで準備を進めていきたいと考えております。

- ○平野(直己)委員 確認ですけれども、パブリックコメントが出る前に第3回の本会議 を開かれるということでよろしいですか。
- ○事務局(野島子ども企画課長) ということで考えております。

きょうスケジュールを皆様方に一旦お示しさせていただいていますけれども、いろいろな動きで変わらざるを得ないこともあるかもしれません。そのときには、委員の皆様に事前に情報提供をしたいと思います。

○佐藤副会長 ありがとうございます。

本会議は、このように25名が集まっておりますので、部会と同じような回数を開催していくのはなかなか難しく、それゆえ部会をつくっていくという趣旨だと思うのです。ただ、部会の決議をもって全体会の決議にかわるということではないことをここでしっかり確認して、議事録にも残していただく形で進めたいと思うのですが、いかがでしょうか。 ○事務局(福田子育て支援部長) 子育て支援部長の福田でございます。

部会の運営を全てということでございますか、それとも、基準のところについてという ことでございましょうか。

というのは、下の段に、認可確認申請後にご意見をいただくところがございます。事業開始が平成27年4月になりますと、受け付けから認可、確認をしてという時間を考えると、部会の中でご審議をいただかなければ、時間的にかなり厳しいものと想定しております。こちらも全て部会をやって、本会議の中で議決ということになっていくと、事業開始が間に合わないことも想定されます。こういう部分については、それぞれ専門的な立場で

いらっしゃる方々にご意見をいただいて、ご審議いただければと考えておりますが、いか がでございましょうか。

○佐藤副会長 今、私が言った意味は、全て本会議で決議ということではなく、いわゆる 第9条第6項の決議とすることができるというところを審議の内容に応じてご判断いただ くということです。そういう形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- ○佐藤副会長 事務局もよろしいですか。
- ○事務局(野島子ども企画課長) 結構でございます。
- ○佐藤副会長 ほかに何かございますか。
- ○山田委員 たびたび済みません。山田でございます。

先ほどの2点目の現場の声をどう反映するかというところについて、私も平野(博宣) 委員の意見に賛成です。前回、ワークショップがありますという話もあったのですが、内 容を見ますと、そこで市民にいろいろ考えてもらいましょうという場所で、実際にその結 果が報告されるのも相当後ということになるので、この部会なり基準を考えていくに当た って、現場の声が入ってこないということになってしまうと思っています。

今回、私は認可・確認部会に選任されることになったのですけれども、事業主代表の方は3人入っていらっしゃって、それで状況が反映されることはあると思いますが、事業主の立場としての意見と、子どもと常に接して日ごろから人員の状況や面積の状況でとか子どもの生活にどのように直結しているのかというのは、やはり、子どもと日々接している保育士、幼稚園の教諭の方々が一番代弁できる立場にあると考えています。

できれば、臨時委員として、保育労組とか、幼稚園の教諭の労働組合があると思います ので、そちらのほうから1名ずつ臨時委員という形で入れていただきたいと思います。

今回、平野(博宣)委員も労働者代表として会議に入っていらっしゃいますが、部会には入っておりませんので、できればそういう形でふやしていただきたいと思います。7名が9名になるのはどうしてもタイトだということであれば、今回、基準を考えるに当たっては、その方々の意見を反映するのは非常に重要だと思いますので、例えば、1回から4回までの部会に限って関係者として意見を聴取するという条例の条項もあったと思いますから、今回の基準関係に限って、労働組合などから1名ずつ代表を入れていただくということで意見を述べていただいてはどうかと思います。

○事務局(野島子ども企画課長) 詳細は検討させていただきますが、いろいろな形で意見を聞かせていただきますという話は最初の段階からしていますので、別途、検討させていただきたいと思います。我々も、意見を聞くのは大事だということは首尾一貫しています。今の山田委員の意見も踏まえて検討させていただきます。

○柴田委員 先ほど平野 (博) 委員もおっしゃっていましたように、ここに25人の委員がいて、13人しか選ばれなかったということです。ぜひ、今の山田委員の意見を尊重して、人数をちょっとふやすということもぜひお考えいただきたいです。私も委員には選ば

れておりますが、25分の7の重みです。7人でその重責を担うのはちょっと荷が重いような感じがいたしますので、臨時委員も含めて、ぜひ委員の増員をよろしくお願いしたいと思います。

○佐藤副会長 それも含めてご検討いただきたいと思います。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- ○佐藤副会長 それでは、(3)の未来プラン(後期計画)平成24年度実施状況について、事務局よりご説明をお願いいたします。
- ○事務局(野島子ども企画課長) それでは、私から、資料2のさっぽろ子ども未来プラン(後期計画)平成24年度実施状況報告書(案)に沿ってご説明させていただきます。

さっぽろ子ども未来プランは、平成15年度に制定されました次世代育成支援対策推進 法で策定を義務づけられている市町村行動計画のことを言っております。

次世代育成支援対策推進法につきましては、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を 取り巻く環境の変化を受けまして、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育 成される社会をつくることを目的として制定された法律でございますが、さっぽろ子ども 未来プランにおきましては、親が子どもを育てることを支援する子育て支援及び子どもが みずから成長していく過程を支援する子育ち支援の環境整備を通して、市民の子どもを産 み育てたいという意識を高めることで、出生率の長期的な向上を目指しているところでご ざいます。

札幌市は、1年前倒しをして策定いたしまして、平成16年度から21年度までが前期計画、平成22年度から26年度が後期計画となっておりまして、現計画の後期計画につきましては、第1回の会議資料とともに委員の皆様に配付させていただいたところでございます。

また、計画の推進と評価のために、札幌市においては、庁内の会議のほかに、札幌市次 世代育成支援対策推進協議会の廃止以降は、この会議におきまして、計画の実施状況を毎 年、点検・評価し、その後、市民に公表することとしております。

それでは、平成24年度の実施状況を説明させていただきます。

初めに、資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

こちらには、後期計画の施策体系について記載しております。

この計画は、上段の基本理念、左にある七つの基本目標、その横にある基本施策、それ に応じる個別事業という形で設定をしております。

個別事業の実施状況につきましては、14ページ以降に掲載しておりますが、時間の都合もございますので、本日は、2ページから5ページまでの成果指標の状況と6ページから13ページまでの基本目標ごとの取り組み状況について説明させていただきます。

初めに、6ページをごらんください。

基本目標ごとの取り組み状況からご説明させていていただきます。

後期計画につきましては、七つの基本目標に対しまして全部で30の重点項目を設定しております。ここでは、重点項目事業を中心に取り組み状況をまとめております。

まず初めに、6ページ上段の基本目標1を例に資料の構成を申し上げます。

最上段に記載しておりますのが基本目標で、基本目標1は、子どもの最善の利益を実現する社会づくりですが、その下に重点項目事業を中心とした実施内容を記載しております。

7ページの上段にございますが、基本目標別にまとめを掲載しているところでございます。

それでは、それぞれの基本目標ごとに簡単にご説明させていただきます。

また、6ページに戻っていただきますが、基本目標1の子どもの最善の利益を実現する 社会づくりについてです。

子どもの最大の権利侵害となる児童虐待に対しましては、6ページの中段になりますけれども、重点項目5の児童福祉相談・支援体制の強化のとおり、札幌市児童相談体制強化プランをもとに、平成23年度より、24時間365日の電話相談に応じる子ども安心ホットラインや、全区に家庭児童相談室を設置することで、相談支援機能の強化を図っているところでございます。

このほか、平成23年3月に策定しました札幌市子どもの権利に関する推進計画に基づき、子どもの権利の理解促進や、子どもの参加に係るさまざまな取り組みを実施しているところでございます。

次に、7ページ目に移りまして、中段の基本目標2の安心・安全な母子保健医療のしく みづくりについてでございます。

重点項目9でございますが、妊婦支援相談事業では、母子手帳交付時の面接相談を通しまして、支援を必要とする妊婦への継続した支援を実施しており、手帳交付時の面接割合は平成24年度で99.6%となっております。

また、重点項目10の不妊治療支援事業におきます不妊に悩む夫婦に対する治療費の助成や相談事業の実施など、安心して妊娠、出産できる体制づくりに努めております。

このほか、重点項目12の乳幼児健康診査の充実としまして、一定の時期に乳幼児の健康診査を実施することで、子どもの疾病や障がいの早期発見、親の育児不安の軽減を図っているところです。

続きまして、8ページ目に移りまして、基本目標3の働きながら子育てできる社会づくりについてでございます。

重点項目13のワーク・ライフ・バランス推進事業では、金融機関などの関係機関との連携強化を図ることで、積極的にワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めているところであり、ワーク・ライフ・バランス推進企業として札幌市が認証した企業は、平成22年度の258社から24年度は延べ369社となっているところです。

待機児童対策につきましては、重点項目14の認可保育所等整備事業の推進により、認可保育所定員を平成22年4月の17,950人から24年4月は21,407人に拡大

しております。

また、平成24年度からの新たな取り組みといたしまして、一定の基準を満たす認可外保育施設や認可保育所と同程度の預かりを実施する市立幼稚園に対する運営支援を開始しており、待機児童解消に向けた取り組みを推進しているところです。

続きまして、9ページ目に移りまして、下段にございます基本目標4のすべての家庭の 子育てを支援するしくみづくりについてでございます。

9ページの重点項目17の地域での子育てサロンでは、全ての家庭が子育てにおいて孤立することのないよう、市内の各地域で実施されている地域主体の子育てサロンに対する支援を行うとともに、札幌市が指定した場所において週3回以上開催いたします常設子育てサロンの増設に努めたところです。

また、10ページ中段の重点項目20の区保育・子育て支援センター事業では、区における子育て支援の中心的な役割を担う区保育・子育て支援センターの全区設置に向け、24年度は北区にセンターを開設したところです。

次に、11ページの基本目標5の特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくりについてでございます。

11ページの重点項目 23の家庭的な養育環境の整備では、虐待等により、家庭での養育が困難となった子どもに家庭的な環境を提供するため、里親登録数の増加、また、自宅住居などで、 $5\sim6$ 人の子どもを養育するファミリーホームの増設に努めたところです。

里親登録数は、平成20年度の130組から24年度は204組に増加、また、ファミリーホームは、平成22年度の3カ所から24年度は5カ所に増設しているところです。

このほか、障がいのある子どもへの支援として重点項目24や25のとおり、幼稚園、保育所、小学校間での連携強化や、特別支援教育の充実を図っており、特別な教育的支援が必要な子どもの学校生活を支援する学びのサポーターにつきましては、平成22年度の230校から24年度は248校とサポーターの活用校数をふやしているところです。

また、ひとり親家庭への支援として、就職活動に有利な技能習得に係る給付金の支給な ど、自立に向けた支援を行っているところです。

次に、12ページでございます。

基本目標6の子どもが豊かに育つ環境づくりについてでございます。

12ページの重点項目26の札幌らしい特色ある学校教育の推進として、学校教育においては、雪、環境、読書の三つのテーマに沿った取り組みを進めるなど、充実した学校教育の推進を図っているほか、重点項目27のいじめ、不登校、虐待等関連事業では、不登校やいじめの問題につきまして、退職教員や地域人材を心のサポーターとして小・中学校に配置するモデル事業を新たに開始したり、スクールカウンセラーの配置時間をふやすことなどで、対応の強化を図っているところでございます。

また、全ての子どもたちが安全で安心に過ごすことができる放課後の居場所を確保する 取り組みとして、13ページの重点項目28の放課後の居場所づくりの推進では、小学校 区単位でのミニ児童会館等の整備を進めておりまして、放課後の居場所につきましては、 平成21年度の165カ所から24年度の187カ所にふえているところです。

最後に、13ページの基本目標7の子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくりについてでございます。

犯罪防止に関しましては、重点項目30の犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業において、地域における防犯力の強化に努めており、地域防犯活動に参加しました事業者数は、平成24年度で241団体・社で、26年度目標値の100団体・社を大きく上回っているところです。

また、子育てに適した空間を整備するために、東雁来に子育て専用の市営住宅の整備を 進めているところでございます。

以上が基本目標ごとの取り組み状況の説明でございます。

続きまして、これらの実施状況を成果指標から見た点検・評価につきましてご説明させていただきますが、2ページをごらんください。

2ページ目には、後期計画実施状況総括表ということで、成果指標の状況について記載 しております。

この後期計画では、より市民の視点に立った成果を把握するため、個別事業ごとの達成目標とは別に、計画全体と基本目標ごとの成果目標を設けております。

それでは、2ページの成果指標の状況に関し、3ページに成果指標から点検・評価にま とめておりますので、あわせて説明させていただきます。

まず、後期計画全体の成果指標でございますが、①の子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合は、平成24年度は55.2%と23年度の53.2%に比べ、2.0ポイント、また、20年度当初値の46.4%からは8.8ポイント上昇しているところです。

一方、②の子育でに関して不安や負担感を持つ保護者の割合につきましては、平成 24 年度は 54.8%と、23 年度の 65.1%よりは改善したものの、20 年度当初値の 46.7% を比べると、8.1 ポイント悪化しているところです。

3ページの成果指標から見た点検・評価の第1段落のところにも記載させていただきましたが、札幌市の子ども施策全体が一定の成果を生んでいるものと評価できる一方で、長引く景気の低迷、また、東日本大震災後に多くの国民が受けた子育てを含めた将来に対する不安が今も残り、子育てに不安や負担を持つ保護者は多いものと考えているところでございます。

次に、基本目標ごとの成果指標でございますが、数値的なものは2ページをごらんいただきたいと思います。成果指標から見た点検・評価は3ページ目の部分ですけれども、この基本目標1から7でございます。

まず、上昇傾向にある成果指標は、目標1の子どもの権利が尊重されていると思う人の割合と、目標3-1の仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合、3-2の希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた人の割合、また、目標6の子どもが

自然、社会、文化などの体験をしやすい環境が整っていると思う人の割合が挙げられますが、希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた人の割合については、次の4ページ目のデータ2に認可保育所の定員についてのデータを用意しておりますけれども、定員の増加が評価されたものと考えているところでございます。

次に、横ばいで推移している成果指標でございますけれども、目標2の安心して妊娠、 出産ができる環境が整っていると思う人の割合、目標4の子育てについての相談体制に満 足している人の割合、目標5の特別な配慮を要する子どもの支援体制が整っていると思う 人の割合、目標7の子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちであると思う人の割合という ことで、特に、目標4と5はおおむね40%以下の低い水準で推移しているところです。

先ほどの説明と重なるところもございますけれども、目標4につきましては、子育て支援環境の充実を課題と捉えまして、平成24年度には、区における子育て支援中心施設として、北区保育・子育て支援センターを開設するとともに、常設の子育てサロンも平成22年度の10カ所から24年度は32カ所に拡大しているところでございます。

また、目標5につきましても、児童虐待に関する相談支援体制の強化や、障がいのある子ども、ひとり親家庭への支援の充実を課題と捉え、全区への家庭児童相談室の設置を初めとした児童虐待への相談支援体制の強化、障がいのある子どもを支援する施設の増設や特別支援教育の推進、ひとり親家庭の自立に向けた就労に係る給付事業などを行っているところでございます。

その結果の一例といたしまして、4ページ目に、データ3ということで、児童虐待取扱件数について記載しておりますが、これも市民に身近な区の体制整備によりまして、区の取扱件数がふえる一方で、児童相談所の取扱件数自体は減少傾向にあります。このことからも、市民の利便性が高まったことが伺えるものでございます。

このように、目標 4 、5 につきましては、ともに取り組みの推進を図っているところでございますが、成果指標を上昇させることができなかったところでございます。これらのことから、相談支援体制の関連する事業につきましては、今後もさらなる充実に努めることはもとより、施策の充実がすぐに市民評価につながらない可能性もあることから、取り組み内容を市民にわかりやすく周知することも必要であると考えているところでございます。

最後に、3ページ目でございますが、一人の女性が生涯に産む子どもの推計値でございます合計特殊出生率についてでございますけれども、データは4ページ目、5ページ目に それぞれ記載しております。

4ページ目の下段のデータ4にありますように、札幌市の平成24年の合計特殊出生率は1.11と前年の1.09に比べ増加しているところでございますが、全国平均よりも低い値で推移しており、5ページのデータ5で、平成23年のデータではございますが、他の政令指定都市と比較しても最低の水準となっているところでございます。

計画期間は残り2年となっておりますが、今回の点検・評価、また、今後の社会情勢な

どを踏まえまして、成果が上昇傾向にある施策も含め、個別事業の改善、計画の着実な推 進を図り、子どもが生み育てやすいまちを目指してまいりたいと考えております。

以上でさっぽろ子ども未来プラン(後期計画)の24年度実施状況の報告を終わらせていただきます。

- ○佐藤副会長 後期計画の昨年度の実施状況についてご説明いただきました。 何かご質問等はありませんでしょうか。
- ○岡田委員 岡田です。

今、説明をいただいた未来プランのところで私が感じたことと、これから審議されてい く新しい条例のことにつなげての意見です。

今のプランの後期計画の点検・評価のところを読んでみますと、子どもを育てる環境が整っていると感じている人のポイントが上がっている一方で、子育てに関して不安や負担感を持つ保護者の割合のポイントは下がっているわけですね。環境が整っても、やっぱり子育てしにくいとか、不安を感じている方がだんだんふえていて、こういう数字で出てきているところで、その下に景気の低迷とか震災のことが書かれていまして、それも不安の一因ではあると思うのですけれども、それ以前のところで、生活の中での子育てしにくさとか、お母さん、お父さんの不安などが潜在的にもっとあるように私は感じています。

そこを解決していくにはどうしていったらいいのかというと、これから議論されていく 居宅訪問型のところが、ほかの子どもを預ける保育のところに比べて薄いという気がして います。

私が前回の1回目の会議で、札幌市で居宅訪問型の事業をする予定はありますかという質問をさせていただきましたときに、今のところはありませんが、ニーズ調査の結果によっては検討しますというお答えでした。ということは、可能性としてはないわけではないのだなと捉えております。居宅訪問型のところは、これから部会の中でお話しされていくことになっていくと思うのですけれども、サロンとか保健師の訪問とかをされているところもありますが、それではちょっと足りないのではないかと思っております。サロンがふえていって、非常に喜んで通われている方がたくさんいますが、そこに出てこられない親子のところで、居宅訪問をぜひ少しでも手厚くしていってあげられたらいいなというふうに思っているので、部会の中でこういったところも活発に議論していただけたらなというふうに希望します。

○齋藤委員 齋藤寛子です。よろしくお願いします。

今、岡田委員がおっしゃったことについて、私も自身の子育ての経験から少しお話しさせていただきたいと思いました。施設や環境が整って、すばらしい環境が整っても、保護者としては、どうやって利用したらいいかわからないというところがあります。私の子どもはなかなか簡単に育つ感じではなかったのですけれども、どうしてそうなのか、相談しようと思っても、どういう言葉を使って相談したらいいかとか、相談なんてしたらちゃんと育児できていないのではないかとか、自分の子どもはほかの子とちょっと違うのではな

いかと認めることになるので、相談するのはレベルがすごく高い行動なのです。

そして、相談するときの言葉とか知識が本当にないので、何と言ったらいいのかわからないところがあるのです。

今、居宅サービスとおっしゃっていました。北広島市に、母子保健推進員という方々がいらっしゃって、その方々は、妊娠前と出産後と1歳というふうに3回同じ方が同じお母さんを訪問しているのです。その訪問の中で、こういう制度がある、こういう施設があるというふうにお母さんに伝えているということを昭和33年からやっていらっしゃるという話を聞きまして、すばらしいなと思ったのです。新生児のときに訪問していただいても、生後1カ月、2カ月だと、何が何だかわからないような状態で、その子がかわいいとしか思えないのです。実際に、専業主婦で2歳などを育てていると、幼稚園に行くわけでもないですし、子育てサロンに行っても、何だか子どもはうまく遊んでくれない、そういう嫌な部分を見て落ち込んでしまったり、足がなかなかうまく前に進んでいかないことがあるのです。整えていただいた環境を利用するためにも、居宅サービスとか訪問を実施して、本当のレクチャーというか、知識だったり、利用できる施設としてこういうものがある、こういうふうに利用できるというふうに教えていくような行動も必要ではないかと思います。そういうことも一つの意見として、会議を進めていっていただきたいと思います。

○秦委員 何点か確認させていただきたいところがあります。

3ページのところで、先ほど課長から目標後の説明で、区の体制整備によって、区の取扱件数がふえることで、ある種、市民の利便性が高まったというようなご説明がございました。これに関しましては、6ページの重点項目5,6当たりの話になってくると思うのですが、例えば、市民の方が区役所に電話をすると、それは児童相談所で相談してくださいと言われたり、今度は児童相談所に行くと、それは区役所のほうでというふうになっていたりします。10区に家庭児童相談室ができたのですが、そこの機能がまだ平準化していないという問題も時々耳にすることがあります。

そういう意味では、区で取り扱う範囲と児童相談所が取り扱う範囲、そして、地域と連携しながら要対協機能を生かしていくときにどこがイニシアチブをとりながら地域に根差した虐待予防防止を行っていくのかということに関していうと、もう少し時間をかけながら検討していかなければいけない部分があるのではないかというふうに思っているのです。その辺に関して、療育課、もしくは児相長から何かお話をいただければと思います。

○事務局(藤田児童相談所担当部長) 児童相談所所長の藤田と申します。

今ご指摘がございましたように、相談窓口は10区に家庭児童相談室を設置して広げてはおりますが、役割分担がまだまだ明確になっていないというのは、残念ながら、ご指摘のとおりだろうと思っております。

今後とも、家庭児童相談室の充実とか、児童相談所が家庭児童相談室を支える機能を強 化できるように、しっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

もう一つは、区の地域とのネットワークづくりの大切さをご指摘いただいたかと思って

おります。障がい児、障がい者を救う取り組み、高齢者を支える仕組みなど、いろいろできている中で、当然、児童虐待を含めた児童問題に関しても、そのネットワークを活用させていただきながら、区役所の中、それから、地域との連携も家庭児童相談室を中心に取り組んでいけるように、今後、進めさせていただければと考えているところでございます。 ○秦委員 ありがとうございます。

全国的なニュースの中で、虐待による子どもの死亡事例の報告がされるときに、区では それを知っていたとか、児童相談所も相談はある程度受けていたとか、ところが、そこの 連携機能がうまく図られていなくて痛ましい事故が起きてしまったということをよく耳に しますので、札幌市においては、二度とこのようなことが起きないように、しっかりとし ていかなければならないという思いでおります。

そういう意味では、相談室や、相談できる場所、窓口がふえればふえるほど、そこの連携が難しくなっていくということは一方であるのですが、確かに、ふえていくことで、とりあえず市民の声を拾いやすいというか、市民が何かを訴えやすいということもあります。そこで、10ページ目ですけれども、相談窓口として児童家庭支援センターを、数値目標で言うと、来年度までに5カ所設置ということになっているのですが、現状は4カ所です。これに関しては、目標値を達成するよう準備を進めていく予定なのか、それとも、これは窓口ばかりふえてしょうがないということか、先ほどありましたけれども、児童相談所でも電話相談を24時間やるようになったので、その辺に集約させていくということなのか、この後の子ども・子育て会議の中でのプランの中にも反映されることではあるので、

○事務局(難波児童福祉総合センター所長) 児童福祉総合センター所長の難波でございます。

方向性としてどのようにお考えなのかということをお伺いしたいです。

今、委員からございました目標として5カ所設置するということですが、今の状況からすると、現行の4カ所で進む可能性があります。いずれにしても、関係の児童家庭支援センターとも相談をさせていただきながら、どういった形で身近な相談を進めていくかということを再度協議させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○秦委員 今回の後期行動計画の中で達成されなかったとしても、ぜひ、向こう5年、1 0年の計画の中でさまざまな市民の声を聞く機関を多く設置していただくことを期待しています。

○柴田委員 先般お送りした送付資料に関する質問意見表の中にも書いたのですけれども、 資料2の3ページの真ん中のところで、20年度当初の子育てについての相談体制に満足 している人の割合と特別な配慮が必要な子どもの支援体制が整っていると思う人の割合に ついて、40%以下と水準が低いまま推移していることに関してです。

先ほど、岡田委員からもご指摘があったと思うのですが、公の子育てサロンに通える親は、まだ良いと思うのです。私も4人子どもを育てて一番ブルーだったのは、最初の子どもを生んだときなのです。全くわからないまま、子育ての不安の真っ暗闇のトンネルの中

で悩んで子育てした経験があります。それは、本当に0歳から3歳までなのです。そのときには、外に出ていく気力もないわけです。涙を流しながらテレビを見て、泣く子どもを抱えて途方に暮れているというのが初めて子どもを育てる、そばに支援者がいない場合の一般的な専業主婦の姿ではないかと思います。

岡田委員の言うとおり、公のところに出てこられる親はいいのです。でも、そうではない親のために何かできないかということです。行政の方も、しっかりと取り組むとか、前向きにしたいとおっしゃるのですが、具体的な方法がなかなかないのです。私が耳にしましたのは、恵庭地区で、ブックスタートということで、0歳のお子さん全員に本を配るということをやっております。そうすると、例えば、ノイローゼの親がいて、保健所の職員ですよと戸をとんとんとたたいても反応しないのですが、お子さんに本をプレゼントいたしますと言うと、あけてくれるそうです。そういうことで、育ちのシステムから外れたお子さん、ご家庭は、保健師とか保健福祉センターの方が中に入るとちょっとわかりますね。そういうことで、地域の中で問題の家庭のお子さんをピックアップしながらというあたりからでないと、私も学童保育の指導員をしていますが、児相などに駆け込むというのはかなり重症で、お母さんも本当にぎりぎり、周りの人も見兼ねてという方たちが多いです。ですから、その前の予防措置的な意味で、具体的にブックスタートのようなものを行政に考えていただけたらと思います。やっぱり、公の場所に出てこられない親子のことも考えていただきたいと思います。

○佐藤副会長 ご意見をありがとうございました。

それでは、会議時間は残り10分となっておりますので、4点目の計画の策定方針についてに進みたいと思います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(野島子ども企画課長) それでは、私から、資料3の(仮称)札幌市子ども・ 子育て支援事業計画策定方針につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

まず、資料の下段でございますけれども、次回の第3回会議におきましては、ここにあります基本理念、基本目標、基本施策などといった計画の施策体系についてお示しする予定でございまして、その後、今も議論がありましたが、施策体系をもとにまた具体的な取り組み内容そのものについて検討していくことになろうかと思います。

今回、資料3につきましては、計画の骨格を作成するに当たりまして留意する点を簡単 にまとめた資料でございます。

この資料の一番上段にあるとおり、さっぽろ子ども未来プランの評価ということでご説明させていただいたところですが、今後、この評価に、ちょうど下のほうに矢印が伸びていっている間に大きく三つほどございますけれども、それぞれの視点に沿って整理をしていく形になろうかと思います。

まず1点目はニーズということで、ニーズ調査の把握でございます。

現状の把握、課題を整理する上で最重要となる当事者の意見をまず集約するという趣旨

でございます。

次の2点目、3点目につきましては、現状の把握を行った上で、どのように計画をまとめていくかという留意点でございます。

まず、3点目ですが、国の基本指針案については、第1回の会議で概略を説明させていただいたとおりでございますけれども、ちょうど真ん中にあります2点目の札幌市重点施策の札幌市まちづくり戦略ビジョンについて簡単にご説明させていただきたいと思います。

皆様には、参考資料ということで戦略ビジョンの概要版をお渡ししているところでございます。

こちらは、まちづくりの基本指針を示しましたビジョン編と、行政が優先的、集中的に 取り組むことを示した戦略編の大きく2点で構成されているところでございます。

まず、ビジョン編でございますけれども、概要版の2ページをごらんいただきたいと思います。

そもそも、この策定に至った背景には、札幌市が、現在、大きな転換期を迎えているということがございます。人口につきまして、今後、減少に転じる見込みであるとともに、 高齢者の割合は増加していくと予測されます。また、生産年齢人口の減少に伴い、実質、 市内総生産も減少傾向にあるところでございます。

また、4ページに記載しておりますけれども、加えまして、原子力発電に依存しない社 会への移行が望まれているところでございます。

このように、これまでの右肩上がりの時代からの価値観を大きく変える必要があるという視点に立ちまして、今後、10年間の新たなまちづくりの指針を定めた札幌市の最上位計画がまちづくり戦略ビジョンという位置づけでございます。

続いて、ページを戻りますけれども、ビジョン編の1ページ目でございます。

左側に、まちづくり戦略ビジョンの全体像がございますが、第3章では、時代の大きな変化の中で目指すべき都市像ということで、2点掲げております。その都市像の実現に向けまして、第4章において、まちづくりの分野を七つに分けて、基本目標をそれぞれ設定しているところでございます。

このうち、子ども・若者の分野につきましては、12ページから13ページまでに記載 しておりますように、三つの基本目標を掲げているところでございます。

次に、戦略編でございますけれども、まちづくりの分野にとらわれず、テーマとして都 市像の実現に向けまして、今後、集中的に投資が必要なことをまとめた計画でございます。

子ども分野の主なもので言いますと、6ページから7ページまでにかけて記載しておりますが、創造戦略2の共生社会創造戦略の2-①から2-③のうちの②子ども・若者を社会全体で育成・支援する環境づくりにおいて、整理されているところでございます。

したがいまして、新たな計画の策定に当たりましては、この戦略ビジョンに、これ以外にも関連する分野の記載がございますので、そういったところも含めまして、この戦略ビジョンに合わせた形で取り組み内容を整理していくことになろうかと思います。

今ご説明しました3点も織り込む形で施策体系案を作成させていただきまして、次回の 第3回の会議でお諮りしたいと考えております。

私から説明は以上でございます。

○佐藤副会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤副会長 それでは、本日の議事は4点ございましたけれども、これで終了いたします。いろいろご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、事務局にお戻しいたします。

○事務局(野島子ども企画課長) 本日も、いろいろご意見をいただきまして、ありがと うございました。

次回の会議につきましては、3月を予定しておりますけれども、その際は、今ご説明させていただいた調査の骨子の部分とニーズ調査、ワークショップの結果につきまして、あわせてご報告させていただく予定でございます。

日程については、改めて調整いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほどもお話ししましたが、部会の日程調整もあわせて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局(野島子ども企画課長) それでは、以上をもちまして、本日の子ども・子育て 会議を終了させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

以 上